

1. 本事業の概要

(1) 事業の目的

高田浄水場再整備事業は、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、浄水場の大規模な更新を実施するものである。

また、高田浄水場を含む本市の管理する浄水場や配水池等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

高田浄水場再整備事業の基本方針

- 計画施設能力を現状の80,000m³/日から50,000m³/日にダウンサイジング。
- 净水処理方式を現状の急速ろ過方式から膜ろ過方式に変更して全更新。
- 設計建設から運転維持管理まで民間活用するD B O方式を採用。

(2) 事業者に求める役割

本事業は、浄水場の再整備において、既存の急速ろ過方式を稼働しながら同一敷地内で膜ろ過方式への切り替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、次に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な工事の実施と、水道サービス向上に資する安定的な事業の実施を求めるものである。

- ① 限られた敷地の中で既存施設の撤去と新施設の建設を順次行うものであり、施工難易度が高い。
- ② 既存施設を稼働させながら新たな浄水処理方式に変更するため、新・旧の浄水処理方法に対応した工事計画、運転計画が必要となる。また、土木、建築、機械、電気、維持管理等の工種間調整や工程管理が複雑となる。
- ③ 工事期間は試運転や運転切替を含め長期である。

(3) 事業期間

	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R29年度 (2047)
設計建設	契約締結		(8年間)				
運転維持管理	急速ろ過		(5年間)				
	膜ろ過					(20年間)	

（8年間）
膜ろ過施設はR10.3末までに完了

（5年間）

（20年間）

(4) 事業スケジュール

事業者選定方式は「公募型プロポーザル方式」とし、募集から契約に係る主な日程は次の通り。

令和3年												令和4年					
3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3	4	5	6		
実施方針の公表			プロポーザルの告白	募集要項、要求水準書類の公表	参加表明書等の受付	通応募資格審査結果の通知	技術対話の実施	提案書の受付	事業者の選定プレゼンテーション	基本協定の締結			事業契約の締結				

高田浄水場の概要

- ・建設・供用開始 昭和44年7月
- ・計画施設能力 80,000m³/日
- ・配水量 (R1実績) 1日最大56,350m³/日
- ・給水区域 中河原配水系統 久野配水系統 (全体の約86%)



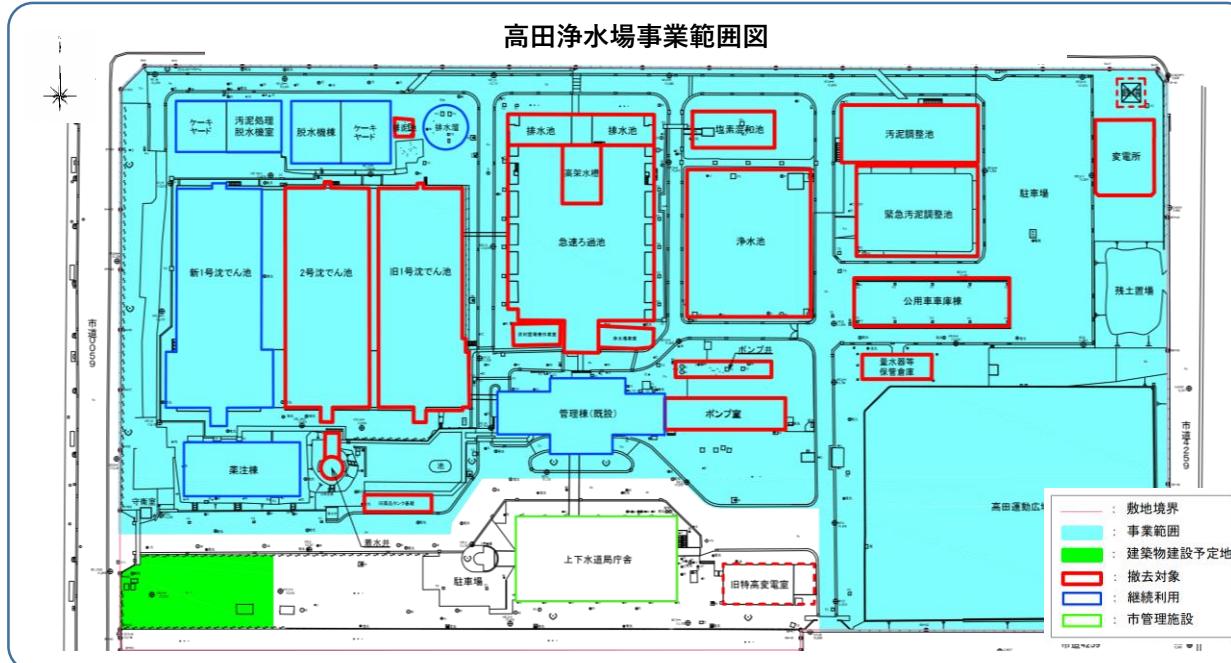
水道施設概要図



2. 業務内容及び対象施設

(1) 設計建設業務《高田浄水場》

整備内容	対象施設
更新・整備	着水井、浄水施設、排水処理施設、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、電気計装設備、場内配管、管理棟、膜ろ過棟、送水ポンプ棟、応急給水施設、場内整備
継続利用	新1号沈でん池、薬注棟、汚泥処理脱水機室、脱水機棟、既設管理棟、排水溜、上下水道局庁舎
撤去	着水井、旧1号沈でん池、2号沈でん池、急速ろ過池、塩素混合池、浄水池、ポンプ井、ポンプ室、高架水槽、排水池、排泥池、汚泥調整池、公用車庫棟、旧薬品タンク基礎、変電所、緊急汚泥調整池、資材置場兼作業室、浄水場車庫、量水器等保管庫、場内配管、場内配線、その他施設



(2) 運転維持管理業務《管路を除く高田浄水場及び場外施設》

ア) 業務項目

- ① 運転管理業務、② 保守点検業務、③ 水質管理業務、④ 修繕業務、⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務、⑥ 消耗品調達管理業務、⑦ 薬品調達管理業務、⑧ 電力調達管理業務、⑨ 熱水燃料等の調達管理業務、⑩ 発生土管理及び処分業務、⑪ 見学者対応業務、⑫ 植栽管理及び清掃業務、⑬ 池等清掃業務、⑭ 保安業務、⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務、⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

イ) 委託方式と対象項目

区分	<第1期：急速ろ過方式> 令和5年4月～膜ろ過施設運用開始	<第2期：膜ろ過方式> 膜ろ過施設運用開始～令和30年3月
高田浄水場	法定外委託 (④,⑤,⑦,⑧,⑨,⑯) を除く)	第三者委託 ※
中河原配水系統	法定外委託 (①,②,③,⑥,⑫,⑯) のみ)	法定外委託 (⑤,⑦,⑧,⑩,⑪,⑬) を除く)
久野配水系統	法定外委託 (①,②,③,⑥,⑫,⑯) のみ)	法定外委託 (⑤,⑦,⑧,⑩,⑪,⑬) を除く)
小峰配水系統	法定外委託 (①,③,⑯) のみ)	法定外委託 (⑤,⑧,⑩,⑪,⑬) を除く)
片浦配水系統	法定外委託 (①,③,⑯) のみ)	法定外委託 (①,③,⑯) のみ)

※ 第三者委託とは、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を委託するもので、受託者が受託水道業務技術管理者を置き、委託内容における水道法上の責任を負うものである。

なお、法定外委託（従来の業務委託）は、水道法上の責任は含めずに業務を委託するため、受託者の業務は水道事業者が置く水道技術管理者が監督するものである。

ウ) 対象施設

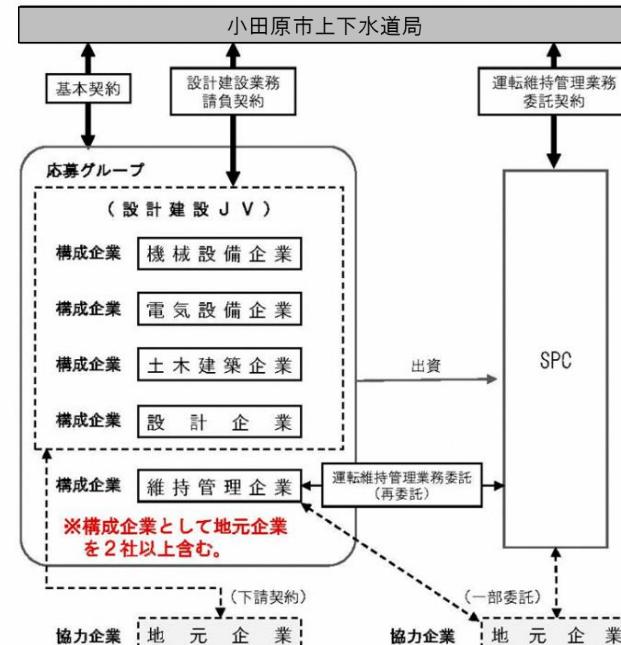
施設名	対象施設の概要
高田浄水場	整備対象施設及び継続利用施設
中河原配水系統	取水ポンプ所1施設、配水池1施設、加圧ポンプ所1施設
久野配水系統	配水池3施設
小峰配水系統	水源地3施設、配水池2施設、減圧水槽1施設、加圧ポンプ所1施設
片浦配水系統	水源地5施設、浄水場2施設、配水池5施設、加圧ポンプ所1施設

3. 応募者の構成及び事業スキーム

(1) 応募者の構成等（概要）

- 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業から構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。また、応募者を構成する企業を「構成企業」とする。
- 応募グループは、構成企業として小田原市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」という。）を2社以上含むものとする。
- 構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする。
- 応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。
- 本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下、「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。

(2) 事業スキーム例



- 構成企業はSPC（特別目的会社）に出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。

4. 応募者の備えるべき応募資格

構成企業	主な応募資格（許可・登録種目や配置技術者などの詳細は実施方針参照）	
	実績要件	経営事項審査の総合評定値
設計企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式）の詳細設計業務の完了実績	-
土木建築企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事（元請）の完成実績	土木・建築一式工事：1,200点以上 水道施設工事：1,100点以上
機械設備企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績	機械器具設置工事：1,100点以上 水道施設工事：1,100点以上
電気設備企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気工事の完成実績	電気工事：1,100点以上
維持管理企業	一定条件の浄水場（膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績	-
地元企業	建設工事、機械器具設置工事、電気工事、運転管理業務の完了実績は求めない	土木・建築一式工事、水道施設工事、電気工事は市の等級区分でBランク以上（機械器具設置工事は水道施設工事と同じ点数）

※一定条件の浄水場とは、国内において公称能力5,000m³/日以上の表流水を原水とする浄水場。

土木建築・機械設備・電気設備・維持管理企業の各々を複数企業で構成する場合、1社が満たせばよい。